

刃物の取り扱いに関する指針

野外体験活動やキャンプにおいて刃物の不用意な所持・運搬・保管・運用による法令違反等が近年多発しており、このことを未然に防ぎ、安全で安心な楽しいスカウト活動ができるよう「刃物の取扱いに関する指針」を次のように定める。

- 1 刃物は、業務その他正当な理由がない場合は携帯しない、させない。
- 2 刃物の運搬については、すぐに取り出せないように（取り出されないように）ケースや箱等に収納して運搬する。
- 3 刃物を車で運搬する時は、目立たない所に収納し、活動終了後は速やかに車から降ろし、所定の場所に保管する。
特に活動終了後、車に載せたままにすることがないよう十分確認をする。
- 4 活動場所での刃物は、保管場所を確保し、勝手に持ち出しができないようにチェックリストを作成し管理するとともに、数量等の確認を随時行う。
- 5 活動で使う刃物は、準備から活動終了後収納するまで、担当隊長が数量等チェックリストを作成し確認する。
- 6 刃物を紛失した場合は、その事実が判明した日時、紛失した日時、紛失した場所、その時の状況、紛失した物の形状、所有者の氏名、管理者の氏名等を前述のチェックリストに記録しておくこと。

以上

令和7年 8 月 25 日

日本ボーイスカウト佐賀県連盟
プログラム委員会

◇注釈◇

<関係法令とは>

銃砲刀剣類所持等取締法・軽犯罪法

<刃物とは>

鉋・ナイフ・包丁・カッター・ハサミなど鋭利な部分を持つ物

<業務とは>

職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業

※例えば、料理人が通勤途中に持ち運ぶとか、農業者が作業のために持ち運ぶ場合

<正当な理由とは>

社会通念上正当な理由がある場合

※例えば、包丁を購入して自宅に持って帰るとか、作業で使う必要がある場合やキャンプで使う
といった正当な理由がある場合

<業務その他正当な理由にならない場合とは>

- ・護身用 ・自殺目的 ・無目的に持ち歩く ・何かあった時に便利だから
 - ・野宿生活者が持ち歩く ・以前使ったまま、車の中に置きっ放し
- このような場合は、検挙されることになる。

<持ち運びについて>

- ・刃渡りが6cmを超える刃物が対象(銃刀法)
- ・業務その他正当な理由がない携帯(銃刀法)
- ・6cmを超えていなくても注意が必要(軽犯罪法に該当する場合がある。)

※軽犯罪法第 1 条第 2 号

正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに
使用されるような器具を隠して携帯していた者

つまり、①凶器を ②隠して ③携帯する こと

◇銃刀法上の携帯との違いは、「隠匿携帯」(隠して携帯すること)であること。

この部分が非常に微妙な判断となるため特に注意が必要!

ドライバー・千枚通し・バットなど、凶器となりえるものは対象となるので取扱い、持ち運びには注意が必要。